

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

1については、案の通り(修正なし)

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{*1}の実現を、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題に位置付けています。本市では「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成15年に「小樽市男女平等参画基本計画」を、平成25年に「第2次小樽市男女共同参画基本計画」を策定し、各計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

この間、男女共同参画への意識は、社会に少しずつ浸透してきているものの、近年の人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化など、社会情勢の変化のほか、配偶者等からの暴力(DV^{*2})の増加など、男女共同参画を取り巻く課題が多様化しています。

また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{*3}」が制定され、国や地方公共団体、民間事業主に対し、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するための責務が定められました。

男女共同参画社会の実現に向け、これらの課題等を整理し、前計画の実施状況を踏まえて推進すべき施策を見直すとともに、総合的かつ計画的に推進するための行動プログラムとして本計画を策定します。

2 第2次小樽市男女共同参画基本計画の検証

平成25年3月に策定した「第2次小樽市男女共同参画基本計画」(平成25～令和4年度)では、男女共同参画社会を実現するため、「男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」など三つの基本目標を掲げ、23施策117の事業を実施しました。

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- ①男女共同参画社会という用語や、配偶者暴力防止法の認知度が低い
 - ・これまで男女共同参画情報誌や講演会、セミナー、パネル展などの周知啓発を行ってきましたが、男女共同参画という用語に対する市民の認知度は不十分でした。
 - ・配偶者暴力防止法に関しては、DVに関するリーフレットの作成や公共施設等にDV防止カードを配置するなどにより、相談案内等の周知を行ってきた結果、認知度は約87%でした。
- ②固定的な性別役割分担意識^{*4}は薄れてきているが、男女の不平等感は依然として残っている
 - ・「夫は外で働き妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識は少しずつ薄れてきてはいるものの、そう考える割合は男性が高く、男女の意識に違いが見られました。

- ・社会的環境の中にも性別役割分担意識に対する傾向が表れており、男女間の不平等感は依然として残っています。

こうしたことから、性別にとらわれず、誰もがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、家庭や学校、地域など社会のあらゆる場において男女共同参画に関する知識や意義を理解するための取組が必要です。

また、暴力は重大な人権侵害であり、特に配偶者やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)は、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差などが要因となり引き起こされることが多く、暴力を根絶することは、男女共同参画社会を形成していく上で重要なことであるという視点が必要となります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

①政策・方針決定の場に女性が少ない

- ・審議会委員の女性登用率に見られるように、政策・方針決定の場に女性が少ない。
- ・女性登用率の向上を各審議会担当部局に働きかけてはいるものの、審議会委員に多い充て職の役職者に女性が少なく、登用率の向上が見られない。

②家庭生活、地域社会、職場で男女平等だと思っている人の割合が増加していない

- ・第2次計画策定時との比較では、家庭生活で男女平等となっていると思う人の割合は僅かに増加していますが、地域社会では減少、職場では同数となっており、近年の男女平等意識の高まりにより、市民の考えの中に従前の社会通念や習慣、しきたりに対する不平等感が生じていることが伺われます。

③労働条件面での平等や労働時間の短縮が求められている

- ・女性が働き続けるための条件整備として、育児や介護サービスの普及のほか、労働条件での男女平等や労働時間の短縮、休日増加の推進など、就労に関する環境整備を求める割合が増加しています。

こうしたことから、女性が様々な分野で責任ある地位に就くことや重要な役割を担うためには、男性優位の組織運営の改善や、家事、子育て、介護からの女性の負担軽減を図り、女性が参画しやすい環境づくりが必要となります。

また、就労の場においては、少子高齢化が進む中、女性の労働力はより重要なものとなっていますが、採用や待遇面において男女差別や賃金格差が存在していることや、パートタイム労働者などの非正規職員は女性が多く、低賃金や不安定な身分などの不安を抱えており、女性労働者が安心して働くことができる環境の整備が必要です。

このほか、女性が働き続けるためには、家事や育児、介護等における固定的な性別役割分担意識の解消や、全ての人が仕事と生活の調和を図り多様な生き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透を図り、その個性や能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要であると考えます。

基本目標Ⅲ 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

①女性が働き続けるための支援

- ・女性が結婚、出産、子育てに関係なく働き続けるほうがよいと考える割合が増加しており、男女が多様なライフスタイルを選択しながら主体性と責任を持って自己実現を図れる環境を整備する必要があります。

②生涯を通じた健康支援の提供

- ・少子高齢化や核家族化の進展に伴い、将来の生活や健康に不安を感じる高齢者や育児に不安を感じる人が多く、引き続き、健康教育や疾病予防に関する情報提供をするとともに、性差やライフステージに応じたきめ細かい保健事業の推進が必要です。

こうしたことから、男女共同参画社会の実現のためには、全ての人が安心して安定した生活を送ることができるよう、引き続き、健康支援のほか、子育てや介護に関する支援、ひとり親に対する支援など、それぞれのニーズに対応した施策に取り組んでいく必要があります。

また、計画の推進のために設定した成果指標は下記のとおりですが、本市の審議会等における女性登用率や、家庭生活、地域社会、職場の各分野において男女平等となっていると思う人の割合などが目標値に達していない状況にあることから、事業の進捗状況などを把握した上で取組を進めて行く必要があります。

第2次小樽市男女共同参画基本計画成果指標

No.	項目	2次計画策定時	現状値	比較	2次計画目標値	目標達成率
1	市の審議会等における女性登用率	35.0%	35.4% (R3年4月)	↗	45.0%	78.7%
2	男女共同参画推進講演会の参加者数	98人	95人 (R25~R1年度平均)	↘	120人	79.2%
	(うち男性の参加割合)	14.3%	20.8% (R25~R1年度平均)	↗	30.0%	69.3%
3	家庭生活中で男女平等となっていると思う人の割合	26.2%	29.5%	↗	50.0%	59.0%
4	地域社会で男女平等となっていると思う人の割合	29.9%	24.2%	↘	50.0%	48.4%
5	職場で男女平等となっていると思う人の割合	13.4%	13.4%	→	40.0%	33.5%
6	男性が育児休業を取ることは家族として当然であると思う人の割合	34.4%	47.9%	↗	50.0%	95.8%
7	男性が介護休業を取ることは家族として当然であると思う人の割合	38.4%	51.3%	↗	50.0%	102.6%
8	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という用語の周知度	—	34.3%	—	50.0%	68.6%
9	「男女共同参画社会」という用語の周知度	—	52.1%	—	100%	52.1%
10	配偶者暴力防止法の認知度	—	87.2%	—	100%	87.2%

※No.3～10の現状値は、令和3年実施の「男女共同参画に関する市民意識調査」によるものです。